

千葉県支部旅費交通費支給要領

平成 24 年 4 月 1 日制定承認

平成 25 年 7 月 6 日第 1 回改訂承認

平成 27 年 4 月 4 日第 2 回改訂承認

平成 28 年 4 月 2 日第 3 回改訂承認

2021 年 9 月 20 日第 4 回改訂承認

2022 年 3 月 19 日第 5 回改訂承認

(目的)

第1条 この規則は、千葉県支部に所属する役員等に対する旅費交通費(以下「交通費」という)の支給について定める。

(支給対象)

第2条 支給対象となる会議・用務及び役員等は下表のとおりとする。

表1 支給対象

No.	会議・用務	役員等
(1)	支部役員会	幹事、委員会委員
(2)	支部委員会	幹事、委員会委員
(3)	県支部活動・イベントへの参加	幹事、委員会委員、会員、当該委員長が認めた者
(4)	統括本部、他県活動への参加	幹事、委員会委員、会員 当該委員長が認めた者
(5)	事務所当番	幹事、委員会委員、会員
(6)	会計監査	幹事、委嘱メンバー
(7)	CPD 講演会・見学会の運営作業担当者	受付、司会、会計等を担当する幹事、委員会委員、会員

- 2 第1項の規定にかかわらず年次大会に参加する幹事・会員は支給対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本会以外から交通費を支給されている区間については支給対象から除外する。

(支給区間)

第3条 支給対象となる区間は、自宅最寄り駅又はバス停留所から目的地までの駅又はバス停留所間の往復とする。当該区間で複数の経路がある場合は、所要時間の短い合理的な経路を選択するものとする。

(交通費の算定)

第4条 前条に規定する交通費は、以下の通りとする。

- 1 鉄道、バスの普通運賃を基本とする。尚、50km 以上の乗車区間については特急料金を支給出来る。
- 2 自家用車を使用した場合については、走行距離(km)あたり 20 円で計算した金額を支給する。当該委員会委員長が認めたときは、有料道路通行料、駐車料も支給する。

(経路の申請)

第5条 交通費の支給対象者は、総務委員会に経路を申請しなければならない。また千葉県支部事務所の最寄り駅としては、千葉駅、本千葉駅、京成千葉中央駅にて算定し、千葉～葎川公園間のモノレール乗車は対象としない。

(支給方法)

第6条 請求された交通費は、年 4 回(6 月、9 月、12 月、3 月)支給を原則とする。

(宿泊等)

第7条 宿泊が必要となる場合は、1 泊につき 8,000 円支給する。

(その他)

第8条 その他、本規則に定めのない事項については、委員長が判断決定する。

附則(2022 年 3 月 19 日)

この規定は、2022 年 3 月 19 日より施行する。